

1	住 宅 ロ ー ン
---	-----------

2024年1月4日現在

商 品 名	③ニック住宅ローン (㈱日専連ニックコーポレーション保証付)
-------	-----------------------------------

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫営業区域内に居住し、かつ㈱日専連ニックコーポレーション営業区域内に居住する満20歳以上60歳以下の方で、最終返済時の年齢が満70歳以下の方。 ・給与所得者の方は勤続年数2年以上、法人役員、自営事業者の方も2年以上勤務または営業されている方 ・安定継続した収入があり、かつ申込本人の前年年収200万円以上の方。 ・当金庫の会員もしくは会員となれる資格を有する方。 ・㈱日専連ニックコーポレーションの会員の方。 ・借換の場合は、既存の借入の返済期間内に延滞のない方。(直近1年間) ・年収別に定める返済比率の範囲内の方。 <p>※その他詳しくは本支店の窓口でお問い合わせください。</p>
お 使 い み ち	・住宅ローンの借換資金、借換の担保不足資金、及び中古住宅の取得資金
ご 融 資 限 度 額	・50万円以上1,500万円以内。(1万円単位)
ご 利 用 期 間	・3ヶ月以上20年以内。但し、借換資金の場合は、借換対象ローンの最終返済日の属する月の末日までとします。
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型、固定金利期間特約型のいずれかを選択できます。 ・固定金利期間特約型の固定金利特約期間は、当初3年、5年、7年、10年の4種類から選択できます。なお特約期間終了後は変動金利へ移行します。 ・変動金利型の融資利率は、当金庫長期プライムレート(基準金利)と同率を適用させていただきます。 ・固定金利特約型の融資利率は、当金庫基準金利に固定金利特約期間に応じた利率を加算した利率を適用させていただきます。 ・変動金利の利率は基準金利の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引上げられます。 ・金利変動時の上限利率は、当初契約時の基準金利に4%を加算した利率を超えることはありません。(団信保険加入の場合、上限利率が異なってきます) ・変動金利の利率は毎年2月1日と8月1日現在の基準金利により、各々3月と9月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 ・固定金利型への変更はできません。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月払の元利均等払いとし、ボーナス時、増額返済の併用も可能です。ただし、ボーナス返済分はご融資額の50%以内で年2回6か月毎の返済となります。 ・融資利率の見直しが行われた場合、新融資利率、残存元金、残存期間にもとづいて返済額が変更になります。

団 信 保 険	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として当金庫が指定する団体信用生命保険または三大疾病特約団信保険に加入していただきます。 ・なお、単独の肩代わりおよび住宅取得を目的とする場合は、加入を必須条件といたします。
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン事務手数料が必要となります。(有担保のみ) ・㈱日専連ニックコーポレーションの定めによる保証料が必要となります。ただし、保証料は融資利率に上乘せとします。 ・期限前に弁済されますと住宅ローン期限前弁済手数料が必要となります。手数料は、繰上完済・一部内入1件ごとに計算します。 <p>※詳しくは、当金庫ホームページ掲載の「各種手数料一覧表」または当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。</p>
保 証 人 ・ 担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・団信保険に加入できない場合、連帯保証人が必要となります。 ・抵当権の順位によっては連帯保証人が必要となる場合があります。また、所得合算者と担保提供者は連帯保証人となっていただきます。 ・土地・建物等の不動産は担保として差し入れていただきます。また、不動産にかけられた火災保険には、質権を設定させていただきます。(保険金額は建物の評価相当額以上としていただきます。)
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～16時50分、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ニック住宅ローンに基づく事前照会が必要となります。 ・取扱店舗は、釧路支店、釧路北支店、帯広支店、音更支店を除く店舗となります。 ・審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算等詳しい内容については、当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。